附則第四条の規定により読み替えられた第七条の四	組合特定被保険者	組合特定被保険者（経過的組合員であつて指定組合特定被保険者又は小規模事業所等常勤経過的組合員でないもの及び経過的世帯員であるものを除く。）
附則第四条の規定により読み替えられた第七条の五（見出しを含む。）	附則第十三条	附則第十五条の規定により読み替えられた算定政令附則第十三条
	同条第四項第一号	同条第四項第一号イ
附則第四条の規定により読み替えられた第七条の六（見出しを含む。）	次条において同じ。）	以下同じ。）並びに経過的組合員（指定組合特定被保険者を除く。）及び経過的世帯員（指定組合特定被保険者を除く。）
	第五条第五項第一号	附則第十五条の規定により読み替えられた算定政令第五条第五項第一号
	附則第四条	附則第八条の規定により読み替えられた附則第四条
附則第四条の規定により読み替えられた第十三条第二項第二号ハ	指定組合特定被保険者	指定組合特定被保険者（経過的世帯員を除く。）及び小規模事業所等常勤経過的組合員
	附則第十三条	附則第十五条の規定により読み替えられた算定政令附則第十三条
第十三条第三項	組合特定被保険者	組合特定被保険者（経過的組合員及び経過的世帯員であるものを除く。次項において同じ。）

第九条・第十条　（略）

第八条・第九条　（略）

附　則

この省令は、令和六年四月一日から施行する。

○厚生労働省令第七十二号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第七条の規定に基づき、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

厚生労働大臣　武見　敬三

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行規則（平成六年厚生省令第六十三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（自立支度金の額）	（自立支度金の額）
第十二条　自立支度金の額は、次に掲げる額の合計額とする。	**第十二条**　自立支度金の額は、次に掲げる額の合計額とする。
一　中国残留邦人等及びその親族等一人につき十七万四千円（当該中国残留邦人等及びその親族等のうち、当該中国残留邦人等が本邦に上陸した日において十八歳未満であるものにあつては、一人につき八万七千円）	一　中国残留邦人等及びその親族等一人につき十六万八千六百円（当該中国残留邦人等及びその親族等のうち、当該中国残留邦人等が本邦に上陸した日において十八歳未満であるものにあつては、一人につき八万四千三百円）